

施術所における 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

公益社団法人全国柔整鍼灸協会

全国柔整鍼灸協同組合

2020年4月13日

2023年3月13日改訂(第13版)

施術所内で考えられる新型コロナウイルス感染症の感染リスク

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では感染拡大リスクとして以下の事項が挙げられている。

なお、3月13日以降のマスク着用について、柔整・あはきの施術所は地域医療を担う施設であること、重症化リスクの高い患者や高齢の患者などの来院があることから、患者と接する際の施術者やスタッフは着用、来院患者には着用を推奨し、そのほか、設備を考慮して感染防止対策に取り組んでいただきたい。

○一般的な状況における感染経路の中心は接触感染及び飛沫感染だが、閉鎖空間において近距离で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

○集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人々が密集する)、③密接場面(互いに手を伸ばすと届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件の場では、感染を拡大させるリスクが高いとされている。
以上を踏まえ、施術所内における感染対策は以下の通り実施する。

①密閉空間

◇施術所内は換気設備があるものの、施術スペース、待合室、その他施術者、スタッフの待機スペースを含め換気が十分でないスペースもある。換気機能を持たないエアコンは、同じ空気が循環していることを踏まえて、窓やドアを開放し(1時間に2回以上、1回5分以上)こまめな換気を徹底する必要がある。

◇換気の際は2方向に換気できる窓やドアを開放し十分に行う。

◇寒い環境でも室温18℃以上を目安に1方向の窓を常時開放する等の換気を実施する。

◇換気を実施しながら湿度40%以上を目安に適切な保湿を維持する。

→冬場の換気方法について(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

◇また換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター(1000ppm以下)の活用を検討する(機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安)。なお、CO₂測定装置を設置する場合は室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

◇HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気またはこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

→感染拡大防止のための効果的な換気について(新型コロナウイルス感染症対策分科会 HP)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

②密集場所

- ◇患者同士・スタッフと患者など、人と人が触れ合わない距離を保つ。また予約優先制の導入や必要に応じて人数制限等をするなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする。
- ◇スタッフの待機スペース内など施術所内では、スタッフ同士で人と人が触れ合わない距離を保つ。
- ◇待合スペースから施術スペースへの移動の際は、患者・スタッフが滞留しないよう動線を確認する。

③密接場面

- ◇飛沫等で器具や用具が感染源となる可能性があり、できる限り使い捨てのものを使用する。または消毒(濃度 70%以上のアルコールなど)を徹底する。
- ◇患者にはマスク着用を推奨し、施術者及びスタッフはマスクやフェイスガードなどの器具を使用するなど、施術者・スタッフと患者の飛沫が直接接触しない工夫を最大限に行う。
- ◇施術内容によっては手袋の使用も検討する。患者の施術に使用した器具を片付ける際にも手袋を使用し、手袋を外したあとも手洗い・手指消毒などを徹底する。

施術者・スタッフの感染予防

- オミクロン株等変異株の拡大も踏まえ、日常からの石鹸と流水による手洗いを徹底し、入り口や受付、休憩場所等にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- トイレではペーパータオルか個人用のタオルを使用し、共通のタオルは使用禁止。
- 鼻水や唾液の付いたゴミについては、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミ回収の際にはマスクを着用する。作業後は必ず石鹸と流水での手洗いをを行う。
- 休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の 1～5 を徹底する。
 - 1 休憩・休息の際はスタッフ同士が触れ合わない距離を保つこと。また一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避の周知、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
 - 2 一定の距離が保てない場合は、空気の流れを阻害しないようにパーテーションや仕切りを設置する。
 - 3 休憩スペースを常時換気する。
 - 4 共用する物品(テーブル、椅子等)使用後は消毒を行う。
→新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省 HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
 - 5 入退室前後の手洗いを徹底する。

- 往療等、車輛で移動する場合にも、換気徹底をはじめとする前項目の休憩スペースでの対策に留意する。
- 患者への水分補給は、感染対策を徹底しながら行う。
 - 休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
 - 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

患者への注意喚起

●施術スペース利用時の注意事項並びに体調が思わしくない時の来院自粛を施術所 HP や院の表で患者さんへ呼びかけ、実行を徹底する。

なお、ダウンロードできるポスターの文面は以下

新型コロナウイルス 感染予防に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、
以下のご協力をお願いいたします。

**次の症状がある患者さんの
来院をお断りします**

- ・風邪の症状(咳・痰・頭痛・下痢等)や発熱
- ・呼吸器症状(咳・息切れ・呼吸困難等)、倦怠感がある
- ・嗅覚・味覚障害がある

<当院の感染症対策について>
消毒、換気、手指衛生・体調管理の徹底を行っています。

全国柔整鍼灸協同組合

※最新の療養期間、濃厚接触者の待機期間は、下記の厚労省 HP でご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

施術スペースにおける施術時の対応

●施術スペース(施術所)内の衛生確保・感染防止対応

①入口付近

- ・施術所入口での手指消毒剤配置と消毒の徹底
- ・ドアノブなど不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒

②施術設備・用具、共用する設備

- ・機械換気ができない場合は、1時間に2回、1回5分以上の窓開放(2カ所以上窓を開放)
- ・洗面所の水道、トイレ、ドアノブなど患者を含む不特定多数が触れる箇所の定期的な清掃、除菌の実施。
- ・施術ベッドで使用する枕やカバー類は施術毎に除菌を徹底する
- ・鍼などは使い捨てのものに変更、または消毒を徹底する
- ・施術に使用した器具を片付ける際には手袋を着用する
- ・可能な限りキャッシュレス決済(非接触型決済サービスが望ましい)を導入する
- ・対策中のポスター掲示



③施術者またはスタッフ

- ・全員マスク着用を原則とし、施術内容等やむを得ない事情がある場合はフェイスガードの着用を検討する
- ・施術方法によっては手袋を着用する
- ・施術所内ではスタッフ同士が触れ合わない距離を確保する

④患者

- ・マスク着用を推奨する
- ・患者の施術前と後に手指の消毒を実施
- ・高齢者や持病がある方は感染後の重症化リスクが高いことから、マスク着用を含む、より徹底した対応を行う
- ・患者同士触れ合わない距離を確保する
- ・予約優先制を導入するなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする

施術者・スタッフの健康管理

- 施術者・スタッフに平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その施術者・スタッフの出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。
- 「新しい生活様式」等の案内物を活用して、施術者・スタッフに対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
- 職場における検査のさらなる活用・徹底を図る。
 - 1 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 2 従業員の体調が悪い場合には各種休暇制度の利用を奨励する。
 - 3 出勤後に少しでも体調が悪い施術者・スタッフが見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その施術者・スタッフに対し、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを活用するなど、検査を受けやすい環境を整える。
※ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html (新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット(OTC)の承認情報)
 - 5 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、陽性者に医療機関の受診を勧める。
 - 6 施術者・スタッフ同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合などは、可能な範囲で感染対策を実施する。
- ワクチン接種について、厚生労働省HP「新型コロナウイルスワクチンについて」等を参照する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
- 自主検査等で陽性となった重症化リスクの低い従業員は、都道府県が設置する健康フォローアップセンターに登録し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることもできる。
- 施術所内での濃厚接触者の特定は必ずしも必要ではない。
- 施術所内で感染者と接触があった従業員について、接触のあった最後の日から一定の期間(目安:7日間)はハイリスク者とハイリスク施設への訪問、不特定多数の集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、周知する。症状がある場合には速やかに医療機関への受診を促すこと。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員、ワクチン接種を受けていない従業員が差別されないよう、従業員に周知啓発する。
- 施術以外の業務を行う部門(経理等の事務作業)についてできる限り、自宅等でのテレワークを推奨する。
- 必要に応じてオンラインでの研修・会議等の実施を推奨する。

痛みを抱える患者に安全・安心に施術を受けてもらうために

新型コロナウイルスは株の変異を繰り返しながら感染拡大してきました。地域医療の一翼を担う業として、柔道整復・はり・きゅう・あん摩マッサージの業界から感染者を出さない、感染拡大させないための取り組み、万が一にも感染者が発生した場合の具体的な対応を定めておくことを目的に本ガイドラインを策定いたしました。

施術者全ての願いは「患者さんのケガを治し一日でも早く痛みから解放してあげたい」ということには変わりありません。痛みを抱える患者が安心して施術を受けられるため、施術者やスタッフの家族の生命と健康を守るため、この「施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に沿って施術所の運営を進めていただきますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインの13版は3月13日から適用とします。

公益社団法人全国柔整鍼灸協会
全国柔整鍼灸協同組合
理事長 岸野雅方

監修医師:医療法人美和会 平成野田クリニック 岸野義信

接骨院での新型コロナウイルス感染症対策(全柔協 HP)

>><https://www.zenjukyo.gr.jp/covid-19/>

全柔協 HP で情報発信しています。

>><https://www.zenjukyo.gr.jp/>

2020年4月17日改訂(全国に緊急事態宣言が発令されたため、一部文言の追加)

2020年7月15日改訂(「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」掲載のための改訂)

2020年8月5日改訂(体温チェックについて目安を37.5度から「発熱の兆候」に改訂)

2020年11月12日改訂(寒冷の環境における換気、湿度について追加)

2020年11月27日改訂(冬場における換気の方法を追加)

2020年12月9日改訂(新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)利用呼びかけ等を追加)

2021年1月8日改訂(2度目の緊急事態宣言発令における一部改訂)

2021年1月18日改訂(内閣官房・厚生労働省の要請による改訂)

2021年3月4日改訂(内閣官房の要請による改訂)

2021年9月1日改訂(デルタ株等変異株への対応による改訂)

2022年11月18日改訂(内閣官房・厚生労働省の要請による改訂)

2023年3月13日改訂(政府方針への対応による改訂)

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

●施術者・スタッフの感染予防

- 石鹸と流水による手洗いの徹底
- 不特定多数が接触する物品等は定期的な消毒
- 施術所内で施術者とスタッフ同士が触れ合わない距離を確保可能
- 施術器具や接触機会が多い用具の患者ごとの使い捨て、または消毒
- 施術者・スタッフともにマスクを着用(着用困難な施術を除く)
- 清掃、ごみ捨て等の際の感染予防の徹底

●患者の感染予防

- 体調が思わしくないときの来院自粛の実行
- 患者同士で触れ合わない距離を確保可能
- 重症化リスクが高い患者に対するマスク着用について掲示等で周知

●施術所内の対応

- アルコール等の手指消毒液を施術所内の特定箇所に設置
- 不特定多数が触れる箇所や施術器具等の定期的な消毒
- 機械換気ができない場合には定期的な2方向の換気の実施
- 患者と対面する受付等ではビニールカーテン等で遮蔽
- 予約優先制、キャッシュレス決済等、患者との接触を必要最低限にする仕組みの導入

●施術者・スタッフの健康管理

- 施術者、スタッフの体調管理のルールの策定・順守
- 抗原検査等のさらなる活用・徹底
- 家族や同居者に感染、濃厚接触がわかった場合の対応を施術者・スタッフに周知